

山LP協第 53 号
令和5年 6月 7日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

石綿含有建材調査者講習の実施について（お知らせ）

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）及び大気汚染防止法の改正により、一定規模以上の建築物等の解体・補修等を請け負う場合には石綿含有建材の事前調査が必要となり、令和5年10月1日からはこの調査を建材調査の有資格者である石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられます。

（協会ホームページ：<https://onl.la/fqy5nUt>）

この資格を取得するための石綿含有建材調査者講習を実施する山口建設安全教育センターから別添のとおり講習会の開催案内がありましたので、該当のLPガス事業者におかれては積極的な受講をよろしくお願いいたします。

また、この講習の受講資格の一つである石綿作業主任者技能講習についても、現在、登録申請中とのことで、8月上旬に予定されています。この資格を取得すれば、学歴や経験年数（学歴に応じて2～11年）を問わず、石綿含有建材調査者講習が受講可能で、しかも科目免除があり、受講料も減額されます。受講に当たっては、こうした資格の取得方法も視野にご検討をよろしくお願いいたします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

石綿含有建材に関する事前調査を行うための調査者資格の取得を必要とする石綿障害予防規則の施行まで3か月余りとなりました。山口建設安全教育センターでは、山口県内で数少ない教習機関として今後も施行までの間、受講者の方の便宜を図りながら毎月当該講習の開催を行います。

また、解体、改修作業時に必要となる石綿作業主任者技能講習の開催について、多くのご要望をいただきましたが、その登録手続きを6月2日付けで行い、所要の審査を経て登録が完了次第、**8月から開催する予定**で準備をしています。石綿含有建材調査者講習・石綿作業主任者技能講習・石綿取扱い作業特別教育の3講習を対面で一貫して行う県内唯一の講習機関として、皆様のご要望に応じてまいります。

石綿作業主任者技能講習については、登録決定次第、直ちにご案内します。今しばらくお待ちください。

令和5年6月開催予定講習

講習名	日時	会場	受講料・テキスト代(消費税込み)
一般建築物 石綿含有建材調査者講習 (山口労働局登録第2号)	6月26・27日(月・火) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50 (修了試験を含む)	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
熱中症予防指導者研修	6月29日(木) 9:00~16:30	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉 5-5-22	受講料 5,000円 テキスト代 1,793円

令和5年7月・8月・9月開催予定講習

講習名	日時	会場	受講料・テキスト代(消費税込み)
New 一般建築物 石綿含有建材調査者講習	7月24・25日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~17:00	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
一般建築物 石綿含有建材調査者講習	8月30・31日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:45~16:30	岩国市役所 岩国市今津町 1-14-51	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
New 一般建築物 石綿含有建材調査者講習	9月6・7日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
New 石綿作業主任者技能講習 (登録申請中)	8月1・2日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~17:00	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
足場の組立て等作業特別教育 (助成金対象)	7月21日(金) (予定) 9:00~16:20	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉 5-5-22	受講料 7,000円 テキスト代 946円
石綿作業特別教育 (助成金対象)	7月12日(水) (予定)	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	受講料 7,000円 テキスト代 979円

※ 特別教育については最少開催受講者数に満たない場合、延期する場合があります。

ご存じですか？ 足場に係る労働安全衛生規則が改正されました

建設業における重大災害の多くを占める墜落・転落災害を分析すると、①対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分なこと、②足場での作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例があること、③一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がないこと、④足場の組立・解体中の墜落災害で、手すり等がなく、墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められたことなどの課題があがり、更なる減少を図るため、本年3月改正がなされました。

● 足場に係る労働安全衛生規則改正内容

1 一側足場の使用範囲を明確化

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

令和5年度（R5.4～R6.3）は下記講習会を予定しております。

講習名	受講料(消費税込み)	送料代(消費税込み)	開催予定(月)
一般建築物石綿含有建材調査者講習	全科目受講 35,000 円 石綿作業主任者研修32,000 円	5,181円	6・7・8・9 10・12・R6.2
石綿作業主任者技能講習（助成金対象）	12,000円	2,013円	登録申請中（8・9）
石綿取扱い作業特別教育（助成金対象）	7,000円	979円	7・9・11・R3.3
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（助成金対象）	9,000円	946円	7・8・9・10・11・12・R6.2・3
足場の組立て等作業特別教育（助成金対象）	7,000円	946円	毎月開催
酸欠・硫化水素危険作業特別教育（助成金対象）	7,000円	1,210円	6・8
特定粉じん作業特別教育（助成金対象）	7,000円	902円	12・R6.1
巻上げ機の運転業務別教育（助成金対象）	7,000円	1,210円	10・R1.1
自由研削砥石取扱い作業特別教育（助成金対象）	7,000円	913円	7・11
丸のこ取扱い作業安全教育	7,000円	1,210円	6
熱中症予防指導者・管理者研修	5,000円	1,793円	6
職長・安全衛生責任者教育	12,000円	2,376円	9・12・R6.3

石綿含有建材調査者講習はお済ですか？ 今なら間に合います！

解体・改修・各種設備工事の施工に際しては、事前に建築物の建材について石綿の含有の有無に関する調査を行い、労働基準監督署と山口県に対しその結果を報告する必要があります。令和5年10月1日からは、「建築物石綿含有建材調査者講習」を修了した方がその調査を行うことが義務化されます。施行間際になると受講希望者が殺到しますので、未取得の方はお早めに計画的に受講をしてください。

解体やリフォーム作業を行うためには、事前に建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者による事前調査を行い、その結果を労働基準監督署に報告することが必要ですが、ほかに、

- ① 作業に携わる作業員全員に対して石綿作業特別教育を行わなければなりません
- ② 作業員を指揮監督する石綿作業主任者を技能講習を修了した者から選任しなければなりません

※ 当センターでは、他の講習機関と比べ、低定額の石綿含有建材調査者講習受講料を設定し、負担を軽減して開催します

石綿作業主任者技能講習始めます coming soon

石綿については、作業で微細な粉じんを吸入することで数十年経過後肺がんや中皮腫等のがんを発生することが認められています。過去段階的に使用が禁止されてきましたが、未だ多くの建築物に石綿を含有する建材が残されており、作業環境のみならず生活環境への飛散は確実に防止しなければなりません。

解体、改修作業時に作業に従事する作業員に対し、作業方法を決定し、必要の工具や呼吸用保護具等の点検、使用について現場で指揮管理する石綿作業主任者の役割は、石綿による重大な疾病を予防するため、重要となっています。



作業主任者として必要な知識を取得するための**石綿作業主任者技能講習**の開催について、多くのご要望をいただ

ただいていましたが、その登録手続きを6月2日付けで行い、所要の審査を経て登録が完了次第、**8月から開催する予定**で準備をしています。石綿含有建材調査者講習・石綿作業主任者技能講習・石綿取扱い作業特別教育の三講習を対面で一貫して行う県内唯一の講習機関として、皆様のご要望に応じてまいります。

石綿作業主任者技能講習については、登録決定次第、これまでご照会いただいた方々を皮切りに速やかにご案内します。今しばらくお待ち願います。

《受講資格》

- ・ 18 歳以上であること。
- ・ 学歴、経験年数等の受講要件はありません。

《メリット》

- ・ 石綿作業主任者として選任されます
- ・ 石綿含有建材調査者講習を受講するためには、学歴、経験年数、専門業務従事経験等の受講資格要件がありますが、石綿作業主任者技能講習を修了することで受講することができます。経験年数に満たない方にとって取得の近道となります。
- ・ 石綿含有建材調査者講習を受講するさい、【石綿に関する基礎知識Ⅰ】の科目免除があり、受講料も減額されます。

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講申込書

※受付番号	講習開催日	年 月 日 ~ 年 月 日	写真 (3.0×2.5cm) (6ヶ月以内撮影) 1枚を添付のこと
氏名	姓	名	生年月日
フリガナ			年 月 日
本名			電話番号(必ず連絡がつく番号)
旧姓・通名 併記希望者のみ記入			※普通紙による カラーコピー は不可
現住所	〒 -		
受講資格 下記受講資格の内、該当する番号に○印を付け、必要書類添付・実務経験証明をしてください。			必要書類・実務経験
1	石綿作業主任者技能講習修了者		左記修了証写し
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者(「建築に関して」の実務経験には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。以下同じ。)		卒業証書写し 又は 卒業証明書 及び 下記実務経験証明
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職 大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者		
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)		
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者		
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者		
7	安衛法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の安衛法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業 主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者		左記修了証写し及び 下記実務経験証明
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者		下記実務経験証明
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者		下記実務経験証明
10	安衛法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者		下記実務経験証明
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者		下記実務経験証明
12	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者		左記登録証写し及び 下記実務経験証明
実務経験年数	年 月 ~ 年 月 まで(年 ヶ月)	免除の有無	有・無
所属事業場	事業場名	事業場電話番号	
	事業場所在地	〒 -	
事業主又は所属長 又は行政機関証明 ※事業主本人が受講の場合 元請又は同業者による証明	上の実務業経験に相違ないことを証明します。 事業場名・行政機関名 事業場所在地 役職・代表者氏名		㊞
申込日	年 月 日		

山口建設安全教育センター一長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

受講本人署名

- (注) 1 この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にて二重線を引き訂正すること。作業経験の訂正は証明印による訂正印を押印すること。(修正液等使用不可)
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この講習の事業以外では一切使用いたしません。
- 2 ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・住民票等)の写しを提出下さい。修了証明書へ旧姓・通名の併記を希望する場合は、戸籍謄本のほか、旧姓・通名を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
- 3 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
- 4 受講料は、受講日から7日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません
- 5 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。普通紙によるカラーコピーは不可。
- 6 ※印の欄は記入しないこと。

※試験成績表						※合否の別	※修了証明書番号	※資格確認	※受付印
調査基礎Ⅰ	調査基礎Ⅱ	図面調査	現地調査	報告書	計		第 号	担当者 担当者	
						合・否	※修了証明書交付年月日		
							年 月 日		
※特記事項							※受講証明書番号		
							第 号		